

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項及び第2項

____財務（支）局長

____年 月 日

第 期（自 年 月 日 至

年 月 日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

____(所在地)____

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(5)

2【沿革】(6)

3【事業の内容】(7)

4【株式等の状況】(8)

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （ 年 月 日）	提出日現在発行数（株） （ 年 月 日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】(9)

②【ライツプランの内容】(9－2)

③【その他の新株予約権等の状況】(9－3)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該期間に権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券 等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式 数		
当該期間の権利行使に係る平均行使 価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達 額		
当該期間の末日における権利行使さ れた当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数の累計	—	
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の交付株式数	—	
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の平均行使価額等	—	
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の資金調達額	—	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総 数 残 高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増 減額 (円)	資本準備金 残高 (円)

(5) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の総 数に対する所有株 式数の割合 (%)

計	—		
---	---	--	--

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式（自己株式等）		—	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
計	—				

5【配当政策】(10)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】(11)

(2)【役員の状況】(12)

男性 名 女性 名 （役員のうち女性の比率 %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
計					

(3)【監査の状況】(13)

(4)【役員の報酬等】(14)

7【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】(15)

(2)【従業員の状況】(15－2)

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(16)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】(17)

3【事業等のリスク】(18)

- 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (19)
- 5 【重要な契約等】 (20)
- 6 【研究開発活動】 (21)
- 第3 【設備の状況】
 - 1 【設備投資等の概要】 (22)
 - 2 【主要な設備の状況】 (23)
 - 3 【設備の新設、除却等の計画】 (24)
- 第4 【経理の状況】 (25)
 - 1 【財務諸表】 (26)
 - (1) 【貸借対照表】 (27)
 - (2) 【損益計算書】 (28)
 - (3) 【株主資本等変動計算書】 (29)
 - (4) 【キャッシュ・フロー計算書】 (30)
 - (5) 【附属明細表】 (31)
 - 2 【主な資産及び負債の内容】 (32)
 - 3 【その他】 (33)
- 第5 【提出会社の株式事務の概要】 (34)

事業年度	月 日から 月 日まで
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

- 第6 【提出会社の参考情報】
 - 1 【提出会社の親会社等の情報】 (35)
 - 2 【その他の参考情報】 (36)
- 第二部 【関係会社の情報】 (37)
- 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】
 - 第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】⁽³⁸⁾

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽³⁹⁾

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)
年 月 日 財務 (支) 局長に提出

② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日 (年 月 日) までに、
臨時報告書を 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

③ 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の訂正報告書) を 年 月 日に 財務 (支) 局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁴⁰⁾

第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁴¹⁾

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】⁽⁴²⁾

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2 【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⁽¹²⁾及び⁽¹⁴⁾を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近2事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

c 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取

締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

- e 提出会社が持分会社である場合における「第一部 企業情報」に掲げる事項は、(5)から(36)までに準じて記載すること。
- f 「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「7 従業員の状況等」及び「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
 - (a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当事業年度末現在において判断したものである旨
 - (b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
 - (c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
 - (d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
- (2) 会社名
提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。
- (3) 削除
- (4) 縦覧に供する場所
第二号の五様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。
- (5) 主要な経営指標等の推移
第二号の五様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。
- (6) 沿革
第二号の五様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。
- (7) 事業の内容
第二号の五様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (8) 株式等の状況
 - a 第三号様式記載上の注意(18)、(22)、(23)（bのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）、(25)及び(26)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(23) a中「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。
 - b aの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第3号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。
- (9) ストックオプション制度の内容
第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39) b中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容

に準じて記載することができる。

(9-2) ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40) a 中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合（ライツプランに係る記載がある場合に限る。）には、その内容に準じて記載することができる。

(9-3) その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41) a 及び c 中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(10) 配当政策

第三号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

(11) コーポレート・ガバナンスの概要

第二号の五様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

第二号様式記載上の注意(55)（d 及び j を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(55)中「届出書提出日」とあるのは、「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第3号から第6号の3までを除く。）及び第124条（第5号から第8号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(13) 監査の状況

第二号の五様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

(14) 役員の報酬等

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57)中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは「提出会社」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第4号から第6号の3まで及び第124条第5号から第7号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(15) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意（58-2）に準じて記載することができる。

(15-2) 従業員の状況

第二号の五様式記載上の注意（35-2）に準じて記載すること。

(16) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号の五様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

(17) サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意(30)中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

(18) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式

記載上の注意⁽³¹⁾ a 中「連結会社」とあるのは「提出会社」と読み替えるものとする。

- (19) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第二号の様式記載上の注意⁽³⁹⁾に準じて記載すること。
- (20) 重要な契約等
第二号の様式記載上の注意⁽⁴⁰⁾に準じて記載すること。
- (21) 研究開発活動
第二号の様式記載上の注意⁽⁴¹⁾に準じて記載すること。
- (22) 設備投資等の概要
第二号の様式記載上の注意⁽⁴²⁾に準じて記載すること。
- (23) 主要な設備の状況
第二号の様式記載上の注意⁽⁴³⁾に準じて記載すること。
- (24) 設備の新設、除却等の計画
第二号の様式記載上の注意⁽⁴⁴⁾に準じて記載すること。
- (25) 経理の状況
第二号の様式記載上の注意⁽⁴⁵⁾に準じて記載すること。
- (26) 財務諸表
 - a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。
 - b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
 - c 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。
なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
 - d 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近事業年度に係る財務諸表を「3 その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。
ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。
 - e aの規定により当事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、当事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていないときは、当事業年度に係る財務諸表に比較情報（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報をいう。）が含まれる旨及び当該比較情報について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。
- (27) 貸借対照表
第二号様式記載上の注意⁽⁶⁸⁾本文に準じて記載すること。
- (28) 損益計算書
第二号様式記載上の注意⁽⁶⁹⁾ a 本文及び b に準じて記載すること。
- (29) 株主資本等変動計算書
第二号様式記載上の注意⁽⁷⁰⁾本文に準じて記載すること。
- (30) キャッシュ・フロー計算書
第二号様式記載上の注意⁽⁷¹⁾本文に準じて記載すること。

- (31) 附属明細表
第二号様式記載上の注意⁽⁷²⁾に準じて記載すること。
- (32) 主な資産及び負債の内容
第二号様式記載上の注意⁽⁷³⁾に準じて記載すること。
- (33) その他
第三号様式記載上の注意⁽⁵⁵⁾に準じて記載すること。
- (34) 提出会社の株式事務の概要
第二号様式記載上の注意⁽⁷⁵⁾に準じて記載すること。
なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
- (35) 提出会社の親会社等の情報
第三号様式記載上の注意⁽⁵⁷⁾に準じて記載すること。
- (36) その他の参考情報
第三号様式記載上の注意⁽⁵⁸⁾に準じて記載すること。
- (37) 関係会社の情報
第二号の五様式記載上の注意⁽⁵²⁾に準じて記載すること。
- (38) 保証の対象となっている社債
第三号様式記載上の注意⁽⁵⁹⁾に準じて記載すること。
- (39) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
第三号様式記載上の注意⁽⁶⁰⁾に準じて記載すること。
- (40) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
第三号様式記載上の注意⁽⁶¹⁾に準じて記載すること。この場合において、第三号様式記載上の注意⁽⁶¹⁾ b 中「第5 経理の状況」とあるのは「第4 経理の状況」と、「第五号様式」とあるのは「第五号の二様式」と読み替えるものとする。
- (41) 保証会社以外の会社の情報
 - a 第三号様式記載上の注意⁽⁶²⁾（cを除く。）に準じて記載すること。
 - b 連動子会社については、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、キャッシュ・フローの状況を記載すること。
- (42) 指数等の情報
第三号様式記載上の注意⁽⁶³⁾に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意⁽⁶³⁾ b 中「当事業年度の前4 事業年度及び当事業年度」とあるのは、「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。
- (43) 読替え
 - a 提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。
 - b 提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「学校法人等に対する金銭債権」と、「企業」とあるのは「学校法人等」と、「会社」とあるのは「学校法人等」と読み替えて記載すること。
- (44) 社会医療法人債券の特例
提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⁽⁸⁸⁾に準じて記載する

こと。

(45) 学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第4 経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意⁽⁸⁹⁾に準じて記載すること。